

「職員報いたばし」に掲載する広告の取扱に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、「東京都板橋区の印刷物に掲載する広告の取扱に関する要綱」（平成13年9月27日区長決定）に準じるものとして、広聴広報課が発行する「職員報いたばし」（以下、職員報という。）に掲載する広告の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載要件)

第2条 職員報に掲載する広告は、区職員の福利厚生に係るもので、区職員に有益性のある企業・法人・団体等とし、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 職員報としての性格及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他、職員報に掲載することが妥当でないと広聴広報課長が認めるもの

(広告掲載料)

第3条 広告掲載にあたっての基本料金は、別表のとおりとする。

(広告申込)

第4条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書（別記様式1）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、広聴広報課へ申し込む。

(広告掲載手続)

第5条 広告掲載にあたっての手続は、次のとおりとする。

- (1) 広聴広報課長は、本要領第2条に従って広告掲載の案内をし、申込があったときにはこれを審査する。
- (2) 同一広告掲載位置に、二つ以上の申込があった場合は、抽選により決定する。
- (3) 前項の規定に基づき、申込のあった広告について掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知（別記様式2、3）する。
- (4) 広告掲載の決定を受けた申込者（以下、広告主という。）は、速やかに掲載する広告の版下原稿を広聴広報課へ提出する。
- (5) 前項の規定にかかわらず、職員への情報提供を目的に広聴広報課が記事の一部として掲載するものについては、本要領を適用しない。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告主は、本要領第3条に基づく広告掲載料を、広聴広報課長が指定した期日までに一括前納しなければならない。

(適格請求書の交付)

第7条 広聴広報課は、広告主から消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項の規定による適格請求書の交付の求めがあったときは、適格請求書（別記様式4）を当該広告主に送付する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広聴広報課長が別に定める。

付則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この要領の施行の日前に、この要領による改正前の「職員報いたばし」に掲載する広告の取扱に関する要領の規定に基づき行った広告掲載の申込み及び広告掲載の可否決定については、なお従前の例による。